

令和5年10月20日  
建設経済常任委員会資料  
上 下 水 道 局  
お客様さまサービス課

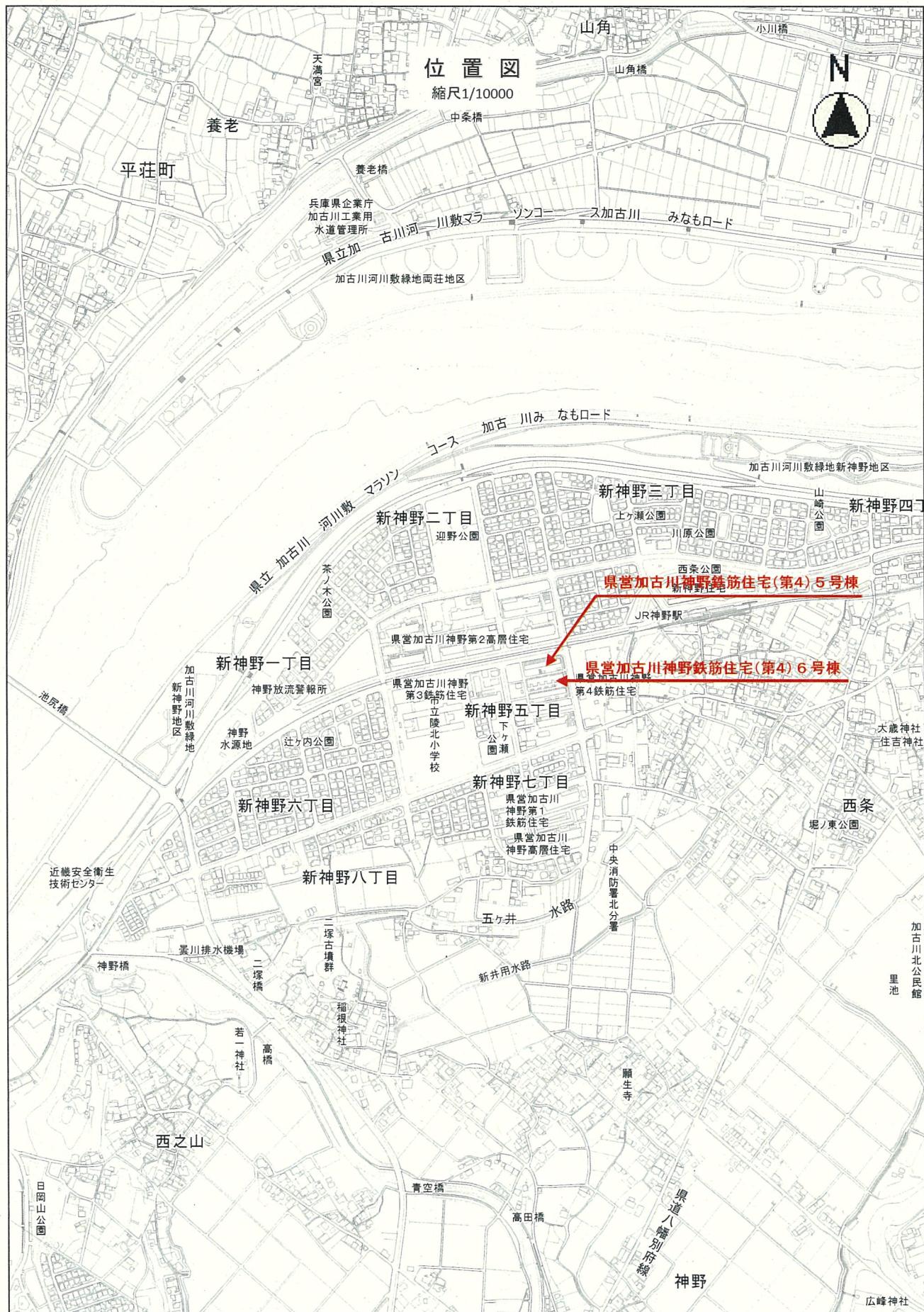
## 水道メーターの盗難被害の発生について

### 1 概 要

- (1) 状 況 加古川市新神野5丁目地内において、県営住宅に設置されていた水道メーターの盗難被害が発生した。
- (2) 日 時 不明（令和5年8月12日から令和5年10月11日の間）
- (3) 場 所 加古川市新神野5丁目4番地 県営加古川神野鉄筋住宅（第4）  
5号棟及び6号棟
- (4) 盗難個数 水道メーター 43個（口径20mm）  
5号棟 17個、6号棟 26個
- (5) 被害金額 205,755円（口径20mm 4,785円/個として算出）
- (6) 経 過 令和5年 8月12日（土）  
検針業者による定期検針時、水道メーターに異常は無し  
令和5年10月11日（水）  
検針業者による定期検針時、水道メーターが無くなっていることが判明する  
令和5年10月12日（木）  
検針業者が現地において、再度、水道メーターの有無を確認する  
令和5年10月13日（金）  
検針業者より水道メーターの盗難被害があったとの報告を受ける  
令和5年10月14日（土）  
上下水道局職員が現地へ赴き、状況を確認する。関係者への聞き取り等の結果、盗難されたものと断定する  
令和5年10月15日（日）  
加古川警察署へ被害届を提出し、現場検証を行う

### 2 対 応

- (1) 盗難被害発見時には速やかに上下水道局へ通報をいただくよう、ホームページで注意喚起を行う。
- (2) 兵庫県の県営住宅の担当課及び本市の市営住宅の担当課から、新規の入居申込受付を行っていない部屋の情報を収集し、同様の盗難被害が発生しないよう、早期に水道メーターを撤去する。



## 県営加古川神野鉄筋住宅（第4）5号棟・6号棟



↑ 水道メーター設置場所



↑ 被害状況



↑ 盗難にあったものと同型の  
水道メーター (20mm)